

会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン



2013年4月20日 第17号

発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光2-5-8
ハイツカメリア202号
TEL/FAX：043-221-2525
E-mail:t-oyana@lapis.plala.or.jp
http://scrumunion.web.fc2.com/

■発行責任者：大島甲三 ■編集責任者：平野良成



昨年のキャラバン
千葉駅クリスタルドーム前

5・11 ユニオン県内キャラバン 派遣もパートも契約社員も正社員も切るな

午前10時、JR柏駅を皮切りに松戸、津田沼、稲毛、千葉、曾我、五井の各JR駅前で、県内のユニオンが共同で「労働者の使い捨ては許さない！5・11キャラバン」の宣伝行動を行います。

有期雇用を理由に した差別は違法に

派遣、パート、契約社員
社員の解雇・雇い止め、正社員は「追い出し部屋」と称される退職勧奨・退職強要が頻発しています。
賃金の切り下げ、残業代の未払いも跡をた

ちません。働く人が「生活できない」「仕事がない」「辞めさせられる」など不安にさらされています。働く人はモノではありません。人間です。
2013年4月1日から有期雇用を理由に正社員との間に不合理な差を設けることは違法になりました！
正社員にはあるのに、有期雇用にはないものはありますか？それは違法かもしれません！

- 正社員にだけ
- ・ 交通費、住居費が支給される
- ・ 慶弔休暇、病気休暇がある
- ・ 仕事の研修・訓練がある
- ・ 食堂を利用できる
- ・ 仕事に必要なマスクや手袋、安全靴などが支給されるなど

過払いの返納は5年さかのぼり 未払い賃金は2年間の清算とは

郵政事業会社佐倉局久保木局長に対して第8回団体交渉を昨年10月29日に要求していましたが、4月12日になつて会社から担当者が変更となり論点整理を行って団体交渉に臨みたい旨の連絡が入りました。
組合の要求
1、平成23年7月以降の期間雇用社員の人数について。
2、TとI組合員の超過勤務に対する支払の賃金について
3、未払い賃金の支払いに当たっての明細書の発行について。
4、U組合員に対する誤配を理由にした赤りボン着用の強要について。
5、正当な賃金受け取りに関して、久保木局長がU組合員に「お前らはそうやって難癖をつけるんだらう」と恫喝的な発言を行ったこと

とについて。
さらに、超過勤務の未払い賃金について
①2年間遡って清算しているが、給与規定上の根拠。
②給与規定では、基本給の清算については5年遡ることになっており、超過勤務の清算でもそれが準用されるべきと考える。
③今年の1月に夜間特別勤務手当の過払いが明らかになり、5年

遡って返納が求められているが、矛盾していないか。

日比谷メーデーに参加しましょう

千葉スクラムユニオンは2011年から上部団体の全労協に加盟しました。今年も5月1日に全労協主催の日比谷野外音楽堂でメーデーが開催されます。全組合員の積極的参加を求めます。御連絡を下さい。